

※必ずご覧ください。

入札に参加する事業者の皆様へ

長期継続契約に係る留意点

契 約 期 間：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間はそれぞれ
60か月です。）

契 約 金 額：契約期間における契約金額の総額とします。（以下「契約金総額」
という。）

損 害 金 等：契約の履行遅延に基づく損害金及び乙（契約の相手方）の責によ
る甲（川崎市）の解除権に基づく損害賠償金は、契約金総額を基準
とします。

契約保証金：契約金総額を基準とします。

特 約 条 項：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除が
あった場合には契約を変更又は解除することがあります。

入 札 書：契約金総額（税抜）での入札とします（60か月）。